

「奈良市第5次総合計画（案）」に対する意見募集の概要について

募集期間：令和3年8月10日（火）から令和3年8月23日（月）まで

総合計画とは、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すものです。令和2年4月3日（金）から5月7日（木）にかけて、市民の皆様等から広く意見募集を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により第5次総合計画の開始年度を1年延期しました。

奈良市では引き続き市民と行政など多様な主体がともに目指す2031（令和13）年の奈良市の未来ビジョンとその実現に向けた施策を示すため、いただいたご意見とコロナ禍がもたらした影響について、総合計画に修正を加えて策定を進めてきました。

このたび、「奈良市第5次総合計画（案）」の変更点について、再び市民の皆様等から広くご意見を募集します。

1 公表する計画案

- ・奈良市第5次総合計画（案）
- ・奈良市第5次総合計画（案）変更箇所一覧
- ・〔参考〕推進方針各論施策の関連データ（第5次総合計画完成時に冊子内に掲載予定の図表）

※今回は、令和2年4月3日（金）から5月7日（木）にかけて募集した意見を反映した奈良市第5次総合計画（案）から、追加・変更した箇所について意見募集をします。原則、「奈良市第5次総合計画（案）変更箇所一覧」に掲載している箇所のみを対象とします。（追加・変更した箇所は、赤字で表記しており、項目を追加した箇所はタイトルを赤字で表記しております。）

2 公表の方法

総合政策課（市役所 中央棟6階）、総務課（市役所 北棟5階）、出張所（西部、東部、北部）及び行政センター（月ヶ瀬、都祁）で公開します（意見募集の期間内の午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日、祝日は除きます。）。

なお、市のホームページ（<https://www.city.nara.lg.jp>）でも閲覧できます。

3 意見募集の期間

令和3年8月10日（火）から令和3年8月23日（月）まで（必着）

（すでに「奈良市第5次総合計画（案）」全体に対する意見募集は行っており、今回は主に修正箇所に対する意見募集のため、期間は14日間としています。）

4 意見を提出できる個人及び団体

- （1）市内に住所を有する人
- （2）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- （4）市内に存する学校に在学する人
- （5）パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5 意見の提出方法

「奈良市第5次総合計画（案）に対する意見」と明記の上、次の項目を記載した書面を、市役所 総合政策課へ郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

様式は自由ですが、別紙『「奈良市第5次総合計画（案）」に対する意見提出用紙』に記入の上、提出していただくこともできます。

【記載いただく項目】

(1) 提出される方に関する事項

- ・氏名、住所、郵便番号、電話番号、年齢（団体の場合は、所在地、団体名、代表者及び担当者の氏名、電話番号を記載）
- ・上記4「意見を提出できる個人及び団体」（1）～（5）のうち該当する区分

(2) 意見の内容

- ・意見の対象箇所がわかるように、該当ページ、該当箇所を明記してください。
- ・意見の内容は日本語で記載してください。

なお、意見の提出に当たっては、次の点にご留意ください。

※電話等口頭による意見、匿名によるご意見は受付できません。

※提出された原稿等は、返還できません。

6 意見の取扱い

- 提出された主な意見の要点を整理したうえで、それに対する市の考え方、並びに案を修正した場合はその内容及び理由を公表します。
- 意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
- 意見を提出された方への個別の回答は行いません。
- 意見を提出された個人に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、他の目的で使用しません。なお、意見を提出された個人に関する情報は公表しません。

7 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総合政策部 総合政策課 （中央棟6階）

電 話 0742-34-1150（直通）

ファクシミリ 0742-34-4953

電子メール soukei@city.nara.lg.jp